

議案第76号 小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

消費税率の引上げに伴い、法定外公共用財産の使用料等について消費税相当額を増額するもの。

小松島市法定外公共用財産管理条例(平成14年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行			改正後(案)			備考
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)			
1 使用料			1 使用料			
使用の目的	単位	使用料の額(年額)	使用の目的	単位	使用料の額(年額)	
電柱その他これに類する工作物の敷地	1本	330円	電柱その他これに類する工作物の敷地	1本	330円	
水道管, 下水道管, ガス管その他管類の埋設	1メートル	125円	水道管, 下水道管, ガス管その他管類の埋設	1メートル	125円	
通路又は通路橋の設置	1平方メートル	50円	通路又は通路橋の設置	1平方メートル	50円	
材料置場, 干場その他これらに類するもの	1平方メートル	90円	材料置場, 干場その他これらに類するもの	1平方メートル	90円	
その他工作物の敷地	1平方メートル	125円	その他工作物の敷地	1平方メートル	125円	
注			注			
(1) この表中単位をメートル又は平方メートルで定めたもの			(1) この表中単位をメートル又は平方メートルで定めたもの			

で、使用延長又は面積が1メートル又は1平方メートルに満たないものは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとし、1メートル又は1平方メートル未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ1メートル又は1平方メートルとして計算する。

- (2) 電柱その他これに類する工作物の土地に固着する支柱及び支線は、それぞれ1本として計算する。
- (3) 使用期間が1年未満の場合又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (4) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額は、この表に定める額又は前項の規定により算出した額にそれぞれ100分の108を乗じて得た額とする。
- (5) 1件の使用料金が100円未満のものは、100円とする。
- (6) この表に掲げる使用の目的以外の使用の目的によるものについては、この表に掲げる使用の目的に類似する使用の目的により算定する。

2 採取料 市場価格等を考慮して市長が定める額

で、使用延長又は面積が1メートル又は1平方メートルに満たないものは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとし、1メートル又は1平方メートル未満の端数を生じた場合は、その端数をそれぞれ1メートル又は1平方メートルとして計算する。

- (2) 電柱その他これに類する工作物の土地に固着する支柱及び支線は、それぞれ1本として計算する。
- (3) 使用期間が1年未満の場合又は使用期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- (4) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額は、この表に定める額又は前項の規定により算出した額にそれぞれ100分の110を乗じて得た額とする。
- (5) 1件の使用料金が100円未満のものは、100円とする。
- (6) この表に掲げる使用の目的以外の使用の目的によるものについては、この表に掲げる使用の目的に類似する使用の目的により算定する。

2 採取料 市場価格等を考慮して市長が定める額

改正